



喜多方都市計画区域 マスタープラン

[都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要]



蔵のある街並み

都市づくりの理念

「歴史的な街並みを活かした 定住できる住みよい都市づくり」

「蔵」が生きるまちづくり

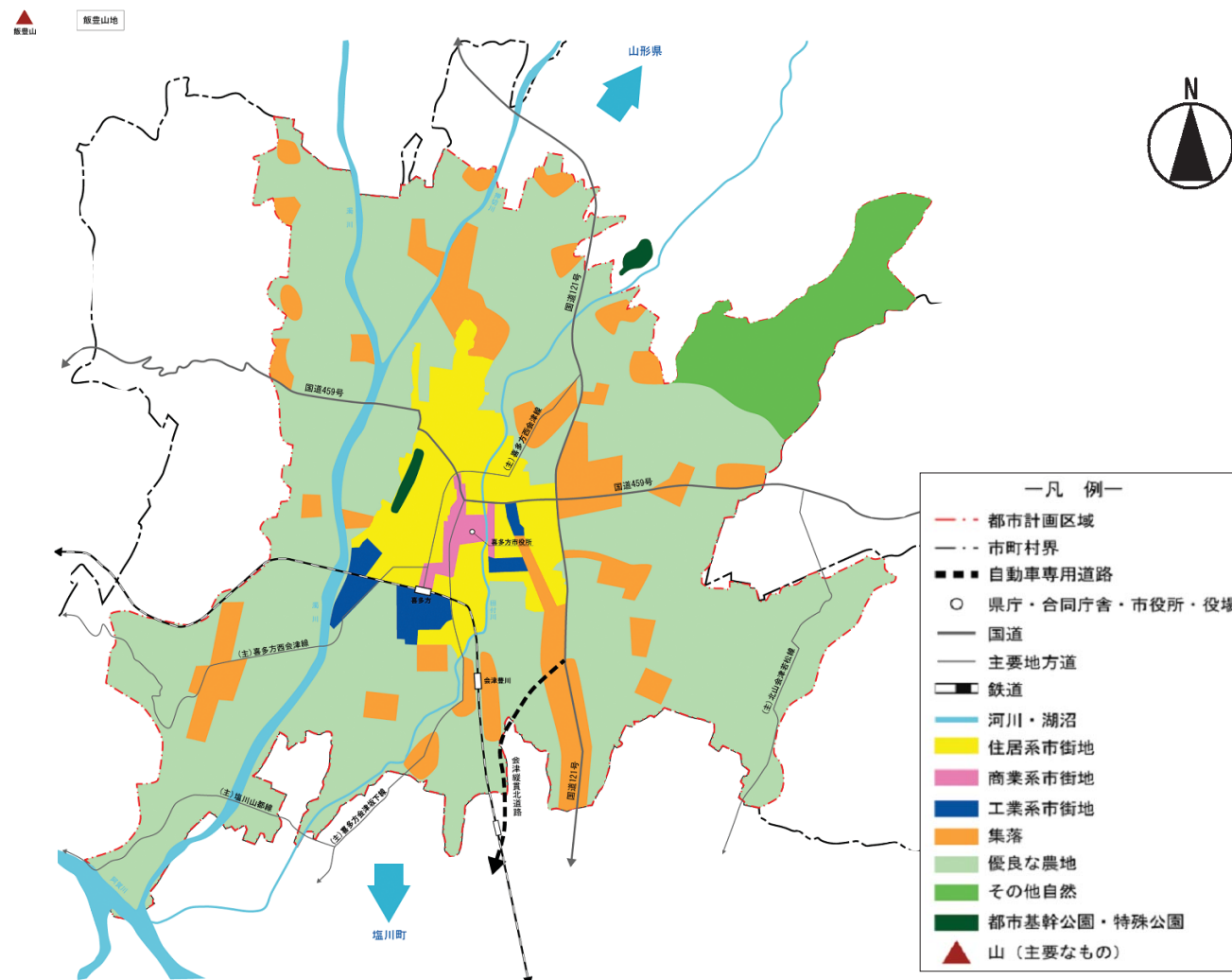
大きな観光資源である「蔵」を大切に守り、商家の街並みを活かす、商工都市として発展してきた歴史が根付いた都市づくり

散策が楽しい回遊できるみちづくり

観光機能、居住機能、商業機能などが複合した多様な顔を持つ市街地に、歴史的経緯を大切に守る都市づくり

福島県

土地利用方針図（参考）



5 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

計画的な新市街地の整備・開発を推進し、遊休土地の有効利用を図り良好な宅地の供給に努めます。

地域の特色を活かした個性豊かな宅地の整備を促進し、合わせて周辺の環境と調和した魅力あるまちづくりを推進します。

6 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

緑豊かな田園、河川緑地、屋敷林など多くの緑地を有しており、これらの貴重な緑地の保全を図ります。

喜多方を代表する「蔵」や商家の街並みを都市景観形成の要素として保全を図ります。

「喜多方都市計画区域マスタープラン」の全文は、福島県ホームページからダウンロード出来ます。

URL：www.pref.fukushima.jp/toshi/mp/soan.html

福島県喜多方建設事務所

〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3

都市計画区域マスタープランとは？

都市計画区域マスタープランとは、地域の特性に応じて良好な都市環境を目指すため、市町村を超える広域的見地から、県が都市計画法に基づいて策定するもので、都市計画の目標や土地利用、主要な都市計画の決定の方針等を体系的、総合的に示す計画です。

1 基本的事項

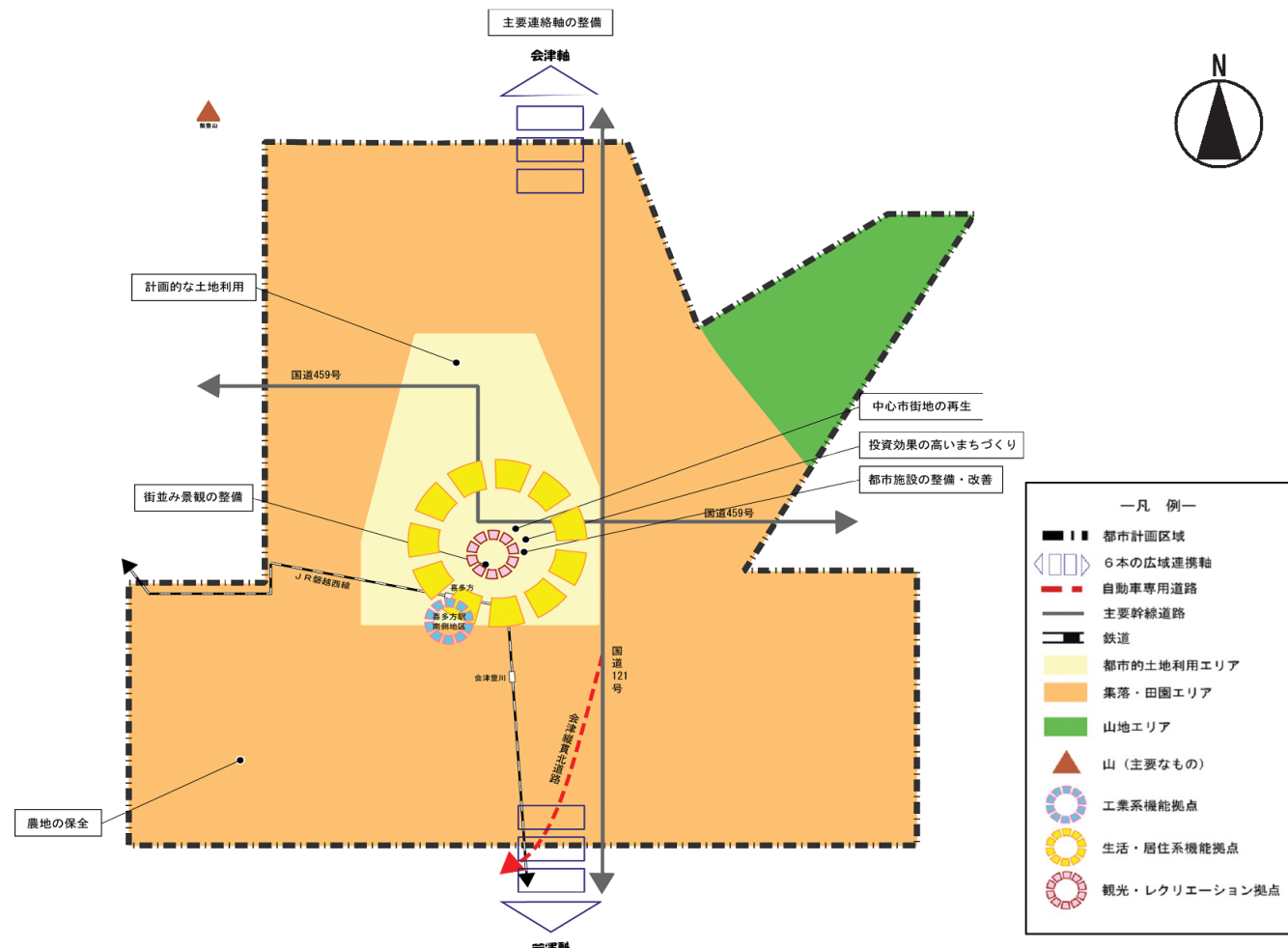
対象区域

喜多方市の行政区域の一部により構成される約5,779haです。

目標年次：平成32年

概ね20年後の都市の姿を展望し、10年以内に優先的に整備するものの目標を示しています

都市構造図（参考）



2 区域区分決定の有無

将来において急激かつ無秩序な市街地の拡大は見込まれないと考えられます。また、用途地域周辺の農地は農振農用地区域の指定がなされているなど、適正な土地利用を図る上での体制は整っているため区域区分は定めません。

3 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

JR喜多方駅前地区及び(主)喜多方会津坂下線沿道の市街地中心部に商業業務地を配置し、商業業務と住宅の複合化用途を図り賑わいのある街並み形成を図ります。

市街地南部の濁川沿いの地区、駅南側地区に工業地を配置し、市街地内の既存工場を移転し集約化を進め市街地内の用途純化に努めます。

現行の住居系用途地域を今後も住宅地として配置し、良好な居住環境の維持・増進を図ります。

既成市街地における居住環境の改善として、公園・緑地などのオープンスペースの確保、建築物の不燃化、生活道路の整備などを行い、快適な居住環境の形成を図ります。

用途地域の指定のない地域における優良な農地については、農業施策と連携しその保全に努めます。

4 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

交通施設

会津縦貫北道路を地域高規格道路として整備の促進を図り、磐越自動車道路と一体となって広域的な連携、交流を促進していきます。

放射状に幹線交通網が配置されているため、今後もこれらを体系的に整備していくとともに連結強化を図ります。

格子状の道路ネットワークを形成し市街地内から通過交通を排します。

下水道及び河川

用途地域内については公共下水道の整備促進を図ります。

河川や砂防施設の整備を行なうとともに、水辺に親しめる空間の確保に努めます。